

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

福井県	
市区町村数	17

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
						9	13	11		16							
18	201	福井市	女性活躍促進課	1	1	1	1	男女共同参画社会をめざす福井市条例	2003年3月28日	2003年4月1日		福井市第6次男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1	
18	202	敦賀市	市民協働課 男女共同参画室	1	2	1	1	敦賀市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		第4次つるが男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1 1	
18	204	小浜市	コミュニティ支援課	1	2	1	1	小浜市男女共同参画推進条例	2002年9月30日	2002年10月1日		第3次おばま男女共同参画プラン	2021年4月	~	2031年3月	1 1	
18	205	大野市	行政経営部総務課	1	2	2	1	大野市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第3次大野市男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
18	206	勝山市	未来創造課	1	2	2	2	男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進条例	2006年9月26日	2006年10月1日		みんなが活躍できるまちかつやまプラン～男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進基本計画～	2022	~	2031	1 1	
18	207	鯖江市	ダイバーシティ推進・相談課	1	1	1	1	鯖江市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		第6次鯖江市男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1 1	
18	208	あわら市	市民協働課	1	2	1	1	あわら市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第3次あわら男女共同参画プラン	2025年4月	~	2034年3月	1 1	
18	209	越前市	ダイバーシティ推進室	1	2	1	1	越前市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次越前市男女共同参画プラン	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1 1	
18	210	坂井市	結婚応援課	1	2	1	1	坂井市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第2次坂井市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
18	322	永平寺町	永平寺町教育委員会 生涯学習課 男女共同参画室	2	2	2	2				4	第三次えいへいじ男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 2	
18	644	池田町	教育委員会事務局	2	2	2	2				4	池田町特定事業主行動計画	2020年4月1日	~	2025年3月31日	1 2	
18	404	南越前町	総務課	1	2	2	1	南越前町男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		第3次南越前町男女共同参画計画(推進プラン)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1	
18	423	越前町	総務課	1	2	1	1	越前町男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		越前町男女共同参画基本計画第2次えちぜん男女共同参画プラン	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1 1	
18	442	美浜町	まちづくり推進課	1	2	2	1				4	第4次美浜町男女共同参画推進計画 はあとふる愛・あいプランIV	2023年4月	~	2028年3月	1 1	
18	481	高浜町	住民生活課(三松センター)	1	2	2	2				4					2	
18	483	おおい町	住民窓口課	1	2	1	1				4	第4次おおい町男女共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1 1	
18	501	若狭町	総合政策課	1	2	2	1				4	第3次若狭町共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1 1	

<選択肢回答>

所属
1 首長部局
2 教育委員会

府内連絡会議

1 有
2 無

事務所掌

諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
2 1ではない 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す検討中 1 一体
- 2 2026年度以降の制定を目指す検討中 2 一体でない
- 3 その他 3 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
- 4 検討していない 4 単独計画として策定

男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係

現在の状況
1 策定予定有
2 策定予定無

2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

福井県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
		問6-1		問6-4 所在地等				問6-5 施設管理		事業運営								
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
	5										1	4	3	1	1	4	1	0
18 201	福井市	福井市男女共同参画センター		910-0858	福井県福井市手寄1-4-1 AOSSA5階	0776-20-5353	0776-20-1538	https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jinken/danjyo/danjo-c.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					
18 202	敦賀市	敦賀市男女共同参画センター		9140051	福井県敦賀市本町2丁目1番20号	0770-23-5411	0770-23-5662	https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/cityhall-facility/shiyakusho_shisetsu/shiminsekatsubu/tsurugashiminkyodouk.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					
18 204	小浜市																	
18 205	大野市																	
18 206	勝山市																	
18 207	鯖江市	夢みらい館・さばえ		916-0021	福井県鯖江市三六町1丁目4番20号	0778-51-1722	0778-51-7830	https://yumesaba.sakura.ne.jp/index.html	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
18 208	あわら市																	
18 209	越前市	越前市男女共同参画センター	あんだんて	915-0071	福井県越前市府中一丁目11番2号 市民プラザたけふ(3階)	0778-24-4446	0778-22-7497	https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/130030/danjokyodosankaku.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
18 210	坂井市	さかい男女共同参画センター		919-0592	福井県坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市役所総合政策部結婚応援課内	0776-50-3018	0776-66-2935	https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/jyosei2/kurashi/danjkyoudou/sankaku_center/center_gaiyou.html	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
18 322	永平寺町																	
18 644	池田町																	
18 404	南越前町																	
18 423	越前町																	
18 442	美浜町																	
18 481	高浜町																	
18 483	おおい町																	
18 501	若狭町																	

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

福井県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理
			5		4		5				2	5	5	2	0	0	0	5	1
18	201	福井市	福井市男女共同参画センター	2007年4月1日	○			1	4	11,112	○	○				○			
18	202	敦賀市	敦賀市男女共同参画センター	2004年4月1日	○		○	6	2	4,073	○	○	○	○		○	○		
18	204	小浜市																	
18	205	大野市																	
18	206	勝山市					○												
18	207	鯖江市	夢みらい館・さばえ	2002年4月1日	○			1	5	16,960	○	○	○			○		自主サークル活動支援	
18	208	あわら市																	
18	209	越前市	越前市男女共同参画センター	2001年8月1日	○		○	1	2	1,928	○	○	○			○			
18	210	坂井市	さかい男女共同参画センター	2024年4月1日		さかい男女共同参画センター設置要綱	○					○	○			○			
18	322	永平寺町																	
18	644	池田町																	
18	404	南越前町																	
18	423	越前町																	
18	442	美浜町																	
18	481	高浜町																	
18	483	おおい町					○												
18	501	若狭町																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

福井県

都道府県コード	市区町村名	市区町名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			9			9	1	11.1	13	1	7.7	8	0	0.0	8	1	12.5	3,600	115	3.2
18	201	福井市	1998年3月16日	男女共同参画都市福井宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0						1523	89	5.8	
18	202	敦賀市	2005年6月28日	敦賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						130	1	0.8	
18	204	小浜市				1	0	0.0	1	0	0.0						148	1	0.7	
18	205	大野市				1	1	100.0	1	0	0.0						209	4	1.9	
18	206	勝山市	2007年10月27日	勝山市男女共同参画社会都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						112	1	0.9	
18	207	鯖江市	2008年11月30日	鯖江市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0						154	4	2.6	
18	208	あわら市				1	0	0.0	1	0	0.0						132	0	0.0	
18	209	越前市	2005年12月26日	越前市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						252	3	1.2	
18	210	坂井市	2012年11月17日	坂井市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						435	11	2.5	
18	322	永平寺町	2010年8月7日	永平寺町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	1	100.0	89	0	0.0
18	644	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
18	404	南越前町	2010年11月13日	南越前町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	73	0	0.0
18	423	越前町	2007年12月1日	越前町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
18	442	美浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
18	481	高浜町										1	0	0.0	1	0	0.0			
18	483	おおい町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
18	501	若狭町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

福井県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			問9-1			調査時点コード										
		問8-1			問8-2																												
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員員数	うち女性等性委員員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員員数	うち女性等性委員員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員員数	うち女性等性委員員数	女性比率(%)	総委員員数	うち女性委員員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他							
		666	591	9,787	3,154	32.2			394	358	6,134	1,859	30.3	95	64	557	111	19.9	479	73	15.2	496	74	14.9									
	小計								390	354	6,059	1,836	30.3	93	63	551	110	20.0															
18	201	福井市	42.0	2027年3月	102	97	2,142	768	35.9	(1)地方自治法第180条の5第1項又は第3項に規定する委員会又は委員 (2)地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関 (3)地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関 (4)規則、要綱等に基づき設置される審議会・委員会等	63	58	1,732	597	34.5	6	6	51	14	27.5	56	6	10.7	57	6	10.5	1		1		1		
18	202	敦賀市	30.0	2026年3月	40	31	469	125	26.7	地方自治法(第202条の3及び第180条の5)	34	27	442	119	26.9	6	4	27	6	22.2	34	6	17.6	35	6	17.1	1		1		1		
18	204	小浜市	40.0	2026年3月	60	51	907	262	28.9	1. 法律により設置されている審議会等 2.条例・規則等により設置されている懇談会・会議等 3.要綱等により設置されている懇談会、会議等	31	28	467	115	24.6	6	5	26	9	34.6	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1		
18	205	大野市	30.0	2031年3月	72	61	998	223	22.3	法律又は政令により設置されている審議会等、市条例又は規則等により設置されている会議等及び市要綱等により設置されている会議等	16	16	231	52	22.5	6	4	48	8	16.7	27	4	14.8	28	5	17.9	1		1		1		
18	206	勝山市	40.0	2031年3月	46	41	691	205	29.7	地方自治法(第202条の3、第180条の5)に基づく審議会、要綱・要領等に基づく審議会	22	20	281	63	22.4	6	5	29	8	27.6	33	6	18.2	34	6	17.6	1		1		1		
18	207	鲭江市		2025年4月～2030年3月 40%	60	56	899	320	35.6		9	8	141	26	18.4	6	5	35	8	22.9	25	4	16.0	26	4	15.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
18	208	あわら市	40.0	2034年3月	46	40	518	156	30.1		30	27	356	117	32.9	6	4	30	6	20.0	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1		
18	209	越前市	40.0	2027年3月	27	27	574	220	38.3	条例等に基づく審議会等	26	25	552	190	34.4	6	6	30	8	26.7	37	8	21.6	38	8	21.1	1		1		1		
18	210	坂井市	40.0	2031年3月	51	47	611	213	34.9	1.地方自治法第180条の5に基づき市が設置する行政機関 2.地方自治法第138条の4、または第202条の3に基づき市が設置する執行機関の付属機関 3.1以外の付属機関で、規定・要綱に基づき設置するもの	34	33	395	136	34.4	6	5	42	10	23.8	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1		1		
18	322	永平寺町	40.0	2027年3月	49	45	749	285	38.1		39	35	434	153	35.3	5	4	27	6	22.2	20	4	20.0	21	4	19.0	1		1		1		
18	644	池田町			0	0	0	0			3	3	48	17	35.4	5	1	19	1	5.3	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1		
18	404	南越前町			26	21	268	76	28.4		10	9	128	32	25.0	5	2	23	3	13.0	25	4	16.0	26	4	15.4	1		1		1		
18	423	越前町	33.0	2026年3月	41	33	475	147	30.9	町の政策・方針決定する各種審議会等	16	14	198	53	26.8	5	1	38	2	5.3	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1		
18	442	美浜町	35.0	2028年3月	29	25	291	101	34.7		11	10	116	29	25.0	5	3	32	6	18.8	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1		
18	481	高浜町			0	0	0	0			13	12	127	31	24.4	4	2	30	4	13.3	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1		
18	483	おおい町	40.0	2028年3月	17	16	195	53	27.2		17	16	195	53	27.2	5	3	28	4	14.3	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1		
18	501	若狭町			0	0	0	0			16	13	216	53	24.5	5	3	36	7	19.4	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1		

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

福井県

都道府県コード	市町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)		
									4	4	75	23	30.7	2	1	6	1	16.7								
福井市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
敦賀市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
小浜市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
大野市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
勝山市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
鯖江市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
あわら市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
越前市									1	1	13	2	15.4	0	0	0	0	0.0								
坂井市									3	3	62	21	33.9	2	1	6	1	16.7								
永平寺町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
池田町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
南越前町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
越前町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
美浜町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
高浜町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
おおい町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
若狭町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

福井県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5	
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち管理職数															
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職管数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	防災・危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他	
18 201	福井市	280	61	21.8	193	35	18.1	22	2	9.1	19	2	10.5	43	8	18.6	32	8	25.0	215	51	23.7	142	25	17.6	26	21.5	66	10	15.2	411	116	28.2	257	72	28.0	1		20 4 20.0 5 1 20.0 1		
18 202	敦賀市	164	45	27.4	89	10	11.2	25	1	4.0	14	1	7.1	29	6	20.7	14	4	28.6	110	38	34.5	61	5	8.2	31	37.3	50	10	20.0	229	98	42.8	104	32	30.8	1		10 2 20.0 3 0 0.0 1		
18 204	小浜市	33	5	15.2	30	4	13.3	8	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	7	0	0.0	17	5	29.4	15	4	26.7	91	30	33.0	69	12	17.4	0	0	0.0	0	0.0	1		5 1 20.0 1 0 0.0 1		
18 205	大野市	33	7	21.2	27	6	22.2	8	1	12.5	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	25	6	24.0	21	5	23.8	49	17	34.7	0	0	0.0	52	12	23.1	0	0	0.0	1		6 1 16.7 1 1 100.0 1	
18 206	勝山市	24	4	16.7	18	1	5.6	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	4	23.5	12	1	8.3	27	5	18.5	18	4	22.2	48	16	33.3	29	11	37.9	1		2 0 0.0 0 0 0.0 1	
18 207	鯖江市	119	53	44.5	90	30	33.3	9	1	11.1	9	1	11.1	3	1	33.3	3	1	33.3	107	51	47.7	78	28	35.9	33	14	42.4	27	9	33.3	41	22	53.7	27	9	33.3	1		8 2 25.0 1 0 0.0 1	
18 208	あわら市	42	11	26.2	34	11	32.4	12	3	25.0	11	3	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	30	8	26.7	23	8	34.8	48	21	43.8	43	21	48.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1		5 1 20.0 2 0 0.0 1	
18 209	越前市	74	20	27.0	66	19	28.8	22	5	22.7	21	5	23.8	11	4	36.4	11	4	36.4	41	11	26.8	34	10	29.4	189	115	60.8	110	49	44.5	103	58	56.3	71	36	50.7	1		9 2 22.2 3 1 33.3 1	
18 210	坂井市	69	18	26.1	58	12	20.7	12	3	25.0	10	2	20.0	15	3	20.0	14	3	21.4	42	12	28.6	34	7	20.6	141	84	59.6	92	39	42.4	73	48	65.8	40	21	52.5	1		5 0 0.0 2 0 0.0 1	
18 322	永平寺町	50	20	40.0	31	9	29.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	50	20	40.0	31	9	29.0	39	12	30.8	25	10	40.0	51	27	52.9	18	5	27.8	1		3 1 33.3 1 0 0.0 1	
18 644	池田町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	11	3	27.3	11	3	27.3	14	6	42.9	14	6	42.9	1		10 2 20.0 1 0 0.0 1	
18 404	南越前町	19	7	36.8	18	6	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	7	36.8	18	6	33.3	32	14	43.8	27	9	33.3	28	9	32.1	18	2	11.1	1		3 1 33.3 1 0 0.0 1	
18 423	越前町	28	2	7.1	28	2	7.1	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	20	2	10.0	48	20	41.7	44	16	36.4	84	42	50.0	71	31	43.7	1		5 1 20.0 1 0 0.0 1	
18 442	美浜町	31	9	29.0	12	6	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	9	29.0	12	6	50.0	18	9	50.0	5	3	60.0	38	18	47.4	14	11	78.6	1		10 0 0.0 1 0 0.0 1	
18 481	高浜町	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	44	16	36.4	37	9	24.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1		6 1 16.7 1 0 0.0 1	
18 483	おおい町	17	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	0	0.0	14	0	0.0	35	9	25.7	30	6	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		6 1 16.7 1 0 0.0 1	
18 501	若狭町	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	44	17	38.6	31	6	19.4	80	42	52.5	48	16	33.3	2	2025年6月1日	8 1 12.5 3 0 0.0 2 2025年6月1日	

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

福井県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

都 市 道 府 府 町 県 村 コ コ ド ド		市 区 市 区 町 町 村 村 名		市 区 镇 町 村 議 會 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																							
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得することができる休業期間は次のうちどれか。 問12-3 間12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。												問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下分野について1~4のいずれかにつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		議 會 名		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他		その他具体例						配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他											
6		1の合計		16 0 15												16 16 16 16 15 9											
3		2の合計		1 13 1												0 1 1 1 2 0											
2		3の合計		0 3												0 0 0 0 0 0											
6		4の合計		0 0												1 0 0 0 0 0											
1 201	福井市	1	福井市職員の旧姓使用に関する要綱		福井市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。												1 1 1 1 1 1										
1 202	敦賀市	1	敦賀市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 市長は、職員の申請に基づき、法令等に抵触するおそれがない、かつ、専ら職員間で使用している文書等で業務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものにおいて、精神的な負担を減らるためにやむを得ない場合に旧姓の使用を認めることができる。 □		敦賀市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。												1 1 1 1 1 1										
1 204	小浜市	2			小浜市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。												1 1 1 1 1 1										
1 205	大野市	2			大野市議会 勝山市議会会議規則 第2条(欠席の届出) 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。												1 1 1 1 1 1										
1 206	勝山市	4			勝山市議会会議規則 第2条(欠席の届出) 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。												1 1 1 1 1 1										
1 207	鯖江市	1	鯖江市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、市長の承認を受けて、法令等に抵触する恐れがない、専ら職員間で使用している文書等で業務遂行上または事務処理上支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。		鯖江市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。												1 1 1 1 1 1										
1 208	あわら市	2			あわら市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。												1 1 1 1 1 1										
1 209	越前市	1	越前市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表に掲げるものとする。 (1) 法的な問題を生じるおそれがないかつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じるおそれのないもの (別表) 職員証、職務上の呼称、名札、職員登録、座席配置図、起案書、決裁文書、供覧文書等への押印、越前市電子行政ネットワークにおける表示及びメールアドレス、出勤簿、勤務状況報告書、休日等勤務命令簿兼週休日等代替休日等勤務命令簿、超過勤務命令簿、年次休暇簿、病気休暇関係書類、特別休暇関係書類、介護休暇関係書類、職務に専念する義務の免除関係書類、職員倫理条例関係書類、出張命令簿、前各号に掲げるもののほか市長が認める軽易な文書等		越前市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。												1 1 1 1 1 1										

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
都 市	市	市	区	区	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7		
道 府	市	市	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で 1.を選択した場合、 休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で 1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定なく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
県	村	町	市	区	1. 明記した規定があり認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
ココ	村	町	市	区	坂井市職員旧姓使用取扱細則 (趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」といふ。)を職場において使用することに附し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用的範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、公権力の行使や職員の身分に係るものその他職員の権利、義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるものとする。	坂井市議会	1	3	1	坂井市議会会議規則 第1章 会議 第1節 (欠席の届出) 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 (欠席の届出) 第91条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	3	出産による休暇の期間については報酬の減額適用除外という規定はある	1 1 1 1 1
ドド	名	ド	ド	ド									
1 210	坂井市	1											
1 322	永平寺町	3											
1 382	池田町	4											
1 404	南越前町	4											
1 423	越前町	4											
1 442	美浜町	4											
1 481	高浜町	3											
1 483	おおい町	4											
1 501	若狭町	1											

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

福井県

